

入札及び契約心得

(入札関連)

1 入札の無効

- (1) 金額の記載がないもの。
- (2) 法令又は入札説明書及び入札心得において示した条件等、入札に関する条件に違反したとき。
- (3) 同一入札者が二以上の入札をしたとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者を判別できないとき。
- (5) 金額の重複記載、誤字又は脱字があって、必要事項を確認できないとき。
- (6) 金額の訂正をした入札書による入札
- (7) 入札保証金の納付が見積金額の100分の5に達しないとき。この見積金額とは税込である契約希望額（入札書記載金額の100分の110に相当する金額）とする。
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（入札参加の確認を受けた者で、その後入札の時点において入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者が入札したとき。

2 入札金額の記載

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること。また、金額は、アラビア数字で記入すること。

3 入札保証金

- (1) 入札保証金は、落札者に対しては契約保証金に充当する場合のほかは契約締結後、落札者以外の者に対しては入札終了後にこれを還付する。
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は公社に帰属する。

4 その他

- (1) 入札について、談合又は何らの協議もしてはならない。
- (2) 無効入札をしたものは、再度入札に参加することはできない。
- (3) 入札回数は、再度入札を含めて2回を限度とする。
- (4) 予定価格の範囲内で入札をした者のうち、最低価格の入札をした者を落札者とする。ただし、同価格の入札があったときは、ただちにくじで落札者を決定する。
- (5) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間において、入札辞退届を提出することによ

り、自由に入札を辞退できる。

(6) 入札書は本人提出のこと。ただし、代理人のときは、委任状を提出し、入札書には会社の住所、会社名、代表者名及び代理人名を併記しなければならない。なお、入札書に訂正のある場合は、新しい入札書に書き直して提出すること。

(7) 提出した入札書の書替え、引替え又は撤回をすることはできない。

(8) 入札書、委任状及び入札辞退届は、別紙様式（任意作成不可）によること。

(契約関連)

1 契約の締結等

落札者は、原則として落札後又は見積決定後 7 日以内に契約を締結しなければならない。

2 契約保証金

落札者は、契約書の提出と同時に、契約金額の 100 分の 10 以上（千円未満の端数は切上げ）の契約保証金を、銀行振出小切手又は銀行振込により納付しなければならない。

なお、契約変更に伴い契約金額の増額等が生じた場合は、公社の指示に従い、契約保証の変更手続きをしなければならない。

契約保証金の振込口座

銀行名						本支店名	預金種別
福岡銀行						本店営業部	普通預金
口座番号						口座名義	
5	0	6	9	6	3	フクオカケンジュウタクキョウキョウコウシヤ 福岡県住宅供給公社	

3 暴力団排除条項に係る誓約書

落札者は、契約書の提出と同時に、契約書に規定する暴力団排除条項第 1 項各号に該当しないこと等について誓約する誓約書を提出しなければならない。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

4 業務実施スケジュールの作成

落札者は、契約締結後 21 日以内に、本業務の仕様書に基づく業務について、業務委託期間における業務実施スケジュール（様式任意）を作成し提出しなければならない。

また、本業務の実施後、業務実施報告書（様式任意）を作成し提出しなければならない。